

## 岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金（面的ZEH）交付要綱

### （目的）

第1条 住宅メーカー等が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）の普及を支援することで、一定区域でのエネルギー利用の最適化と効率化を図り、将来的なスマートコミュニティの構築を目指すため、市内にZEHを導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅をいう。

#### (2) 国ZEH補助金

国（経済産業省、環境省及び国土交通省）がZEH普及促進を目的に実施する補助金をいう。

### （補助対象地域）

第3条 住宅メーカー等は、一定区画（5戸以上）にZEHを建築しようとする場合（既存住宅の改修含む。）には、当該区画を「岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業（面的ZEH）」の補助対象地域として申請することができる。

2 補助対象地域の認定申請は、様式第1号に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ZEHビルダーマーク（ZEHビルダー登録番号が付番されたもの）の写し

(2) ZEHの建築又はZEHへの改修を予定する場所を示した地図等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助対象地域の認定申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容を審査の上、適切であると認めたときは、補助対象地域認定書（様式第2号）により通知するものとする。

4 補助対象地域の認定期間は通知後、3年間とする。ただし、認定の翌年度以降において、本補助金に係る歳出予算が削減された場合は認定を解除する。

（補助対象住宅）

第4条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれをも満たす岡山市内の住宅（以下「補助対象住宅」という。）とする。

(1) 補助対象地域において、建築・改修される住宅

(2) 国ZEH補助金を受けた住宅（本事業と同一年度内に実施される補助を受けるものに限る。ただし、申請時において補助対象地域の認定を現に受けている区画内に、その認定期間内に建築又は改修されたZEHにあっては、過年度に実施された国の補助を受けたものについても補助対象とする。）

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象住宅を新築する、新築建売住宅の補助対象住宅を購入する及び既築住宅を改修する事業（以下「補助対象事業」という。）を行った者（以下「補助対象者」という。）とする。

（補助の内容）

第6条 市長は、補助対象者に対し、定額50万円を予算の範囲内で補助することができる。ただし、補助対象住宅に蓄電池（国ZEH補助金において、補助対象とされている機器）を導入する場合には、蓄電池容量（定格容量）1kWh当たり1万円を乗じ、千円未満を切り捨てた額（15万円を上限とする。）を別途補助するものとする。

2 同一の補助対象者に行う補助は、1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国ZEH補助金確定通知書の写し
- (2) 補助対象地域認定通知書の写し
- (3) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (4) 補助対象事業に係る経費の領収書の写し
- (5) 補助対象住宅全体の写真
- (6) 滞納無証明書(市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3か月以内のもの)
- (7) 蓄電池総括表（様式第4号）（蓄電池を導入する場合に限る。）
- (8) 蓄電池の導入経費が分かる見積書等の写し（蓄電池を導入する場合に限る。）
- (9) 蓄電池の保証書の写し（蓄電池を導入する場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年3月31日とする。

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定及び確定通知書（様式第5号）により、当該補助金交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条第1項に掲げる通知を受理した補助金交付申請者は、速やかに補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（手続代行者）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請等に係る手続の代行を、補助対象建築物を販売する者等に対して依頼することができる。

2 補助金の交付申請等に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。

3 市長は、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

（取得財産等の管理）

第11条 補助事業者は、補助を受けて取得し、または効用の増加した財産（取得財産等）を減価償却資産の耐用年数（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他補助事業者の責めに帰すことのできない理由により、取得財産等がき損し、又は紛失したときは、この限りではない。

（取得財産等の処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合には、申請者に対し、書面により、その結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助対象機器の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（報告）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、第8条第1項の規

定による補助金の額が確定した日の属する月の翌月から1年間の補助対象住宅の状況について、報告を求めることができる。

(協力依頼)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者及び手続代行者に対し、ライトダウンキャンペーン、省エネルギーに関するアンケート調査等、本市の地球温暖化対策の推進に必要な協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。